

令和8年7月吉日

保護者の皆様

京都市立下京中学校
校長 前嶋 武志

自然災害発生時における非常措置の改定について（お知らせ）

盛夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の激甚化する気象災害や地震発生の可能性や防災に関わる新たな気象情報運用等を鑑み、この度、「災害時における非常措置」の指針を一部改定いたしました。

つきましては、この用紙に改定後の詳細をまとめておりますので、内容を十分にご確認ください。

万一の事態に備え、ご家庭におかれましても避難場所や連絡方法について改めて話し合いをお願い申し上げます。

【主な添付資料の内容】

■災害時（台風等）の対応について

登校前／在校中、それぞれの状況において、気象庁から「特別警報」や「暴風警報」が発表されたり、京都市から下京中学校区のどこかの学区に、水害の「避難指示」（警戒レベル4）が発令された際の対応をまとめています

■災害時（地震）の対応について

登校前／在校中、それぞれの状況において、京都市域で震度5弱以上の地震が発生した場合の対応をまとめています。

以上、お子様の安全確保のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

災害時（台風等）における非常措置について

下記の①～③及び④の場合において、非常措置をとります。

記

① 気象庁が京都市に「特別警報」を発表した場合

登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前0時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
- ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

② 気象庁が京都市に「暴風警報」を発表した場合

登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機をさせていただきます。「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

- ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
- ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
- ・午前11時までに解除になった場合 5校時（12時55分）から始業（給食は中止）
- ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

★ 在校中に「特別警報」や「暴風警報」が発表された場合について

「特別警報」、「暴風警報」どちらの場合も、直ちに臨時休校とします。

- ・「特別警報」の場合・・・保護者引き渡しとなります。
- ・「暴風警報」の場合・・・下校の安全が確認できるまで学校に留め置き、その後、年度当初にご提出いただいている個人票の記載（学校の指示で下校/引き取り人が迎えに来る）に従って対応いたします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

③ 京都市が校区内に水害の避難指示【警戒レベル4】を発令した場合

下京中学校は、「鴨川の浸水想定区域」であるため、**水害の避難指示**の発令対象地域です。
下京中学校区の「成徳」「豊園」「開智」「永松」「有隣」「尚徳」「稚松」「菊浜」「皆山」「崇仁」「修徳」「植柳」「安寧」「梅逕」「格致」「淳風」「醒泉」「大内」「郁文」学区に避難指示【警戒レベル4】が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

★在校中に、京都市が学区内に水害の避難指示【警戒レベル4※¹】以上を発令した場合について

在校中に校区内の学区に、**水害の「避難指示」**が発令された場合、直ちに臨時休校とします。

下校の安全確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、年度当初にご提出いただいている個人票の記載（学校の指示で下校/引き取り人が迎えに来る）に従って対応いたします。不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

《保存版 R8. 7 改定版》

※ Ⅰ：避難情報の種類について

避難情報の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保 【警戒レベル5】
発令時の状況	災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。

内閣府作成「避難情報に関するガイドライン」から引用

- ・校区内の学区に「高齢者等避難」【警戒レベル3】が発令されただけでは原則、休校措置は取りません。ただし、「高齢者等避難」が発令され、避難所開設により教育活動に支障が生ずる場合、休校措置（登校の見合せ等）をとることがあります。
- ・「緊急安全確保」【警戒レベル5】は、「避難指示」等、既に何らかの対応を講じている状況の中で発令されることが想定されます。
- ・「緊急安全確保」【警戒レベル5】について、京都市から実際に発令される場合としては、気象庁から「特別警報」が発表されるような状況で、さらに大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては、「① 特別警報について」を踏まえた対応となる可能性が高いと考えられます。

④ その他

全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、**教育委員会の判断**により臨時休校となることがあります。その際には、学校ホームページや保護者連絡ツールで最新の情報をお伝えいたしますので、ご確認お願いいたします。

以上、お子様にもその旨、ご指導いただきますようお願いいたします。

災害時（地震）における非常措置について

本校では、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を行います。テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
- ※ 学校所在の下京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - ※ 下校後、深夜0時までには発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ等により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。帰宅については、中学生も安全確保のため、**保護者引き渡し**となります。学校ホームページや保護者連絡ツール等によるお知らせの後、年度当初にご提出いただいている個人票の緊急連絡先に学校から連絡いたしますので、安全で迅速に確実な引き渡しができますようにご理解とご協力をお願いいたします。

生徒の待機・引き渡し場所については、各教室または体育館など、状況に応じて判断します。

*中学生が保護者代わりとして、小学生の兄弟を迎えに行くことはできません。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく普段から備えておくことが重要です。大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、ご家庭でも話し合いや確認をお願いします。また、SNS等のデマや風評、事実か疑わしい情報等に惑わされたり拡散したりすることのないよう、重ねての確認をお願いいたします。